

資格重複チェックの対応手順について

令和3年3月5日

● 本文書の位置づけ

本文書は、医療保険者等向け中間サーバー（以下、「中間サーバー」という。）から通知される資格重複チェックの結果を受領した後の医療保険者等における運用の流れ及び運用手順を示すものです。なお、統合専用端末を用いた操作について、「中間サーバーシステム操作マニュアル」（※）を適宜ご参照ください。

● 目次

1. 資格重複チェックの機能概要及び医療保険者等の運用 ……P.2
2. 資格重複パターン……P.3
3. 資格重複の解消に向けた対応……P.4
4. 対応にあたっての留意事項……P.5
5. 資格重複パターンの分類方法……P.6
 1. ファイルのダウンロード……P.7
 2. 重複状況の確認……P.9
 3. パターンの分類……P.10
6. パターン2における対応内容（任意）……P.11

※「中間サーバーシステム操作マニュアル」は統合専用端末からよりダウンロードをお願いします。

後日、資格重複チェックの対応手順を反映したマニュアルはデジタルPMOにて掲載予定です。その際は、改めて周知いたします。

1. 資格重複チェックの機能概要及び医療保険者等の運用

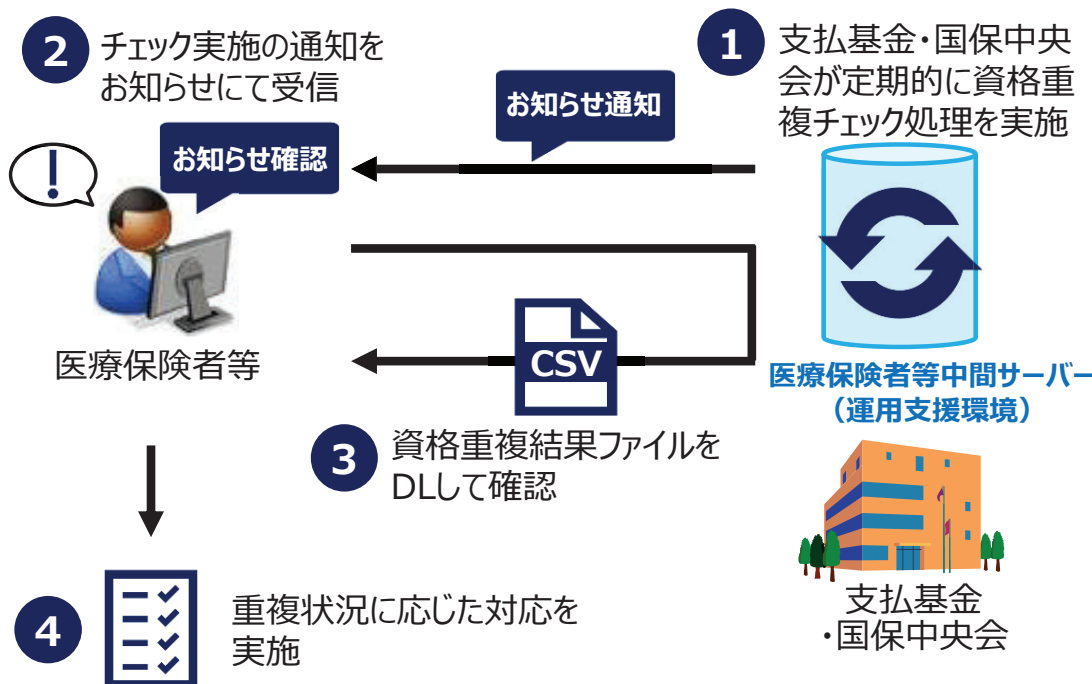
機能概要

- 中間サーバー（運用支援環境）に登録されている加入者資格情報について、資格が重複していないか定期的にチェックし、お知らせ通知した上で、資格重複結果ファイルを出力できる機能です。

医療保険者等の運用（概要）

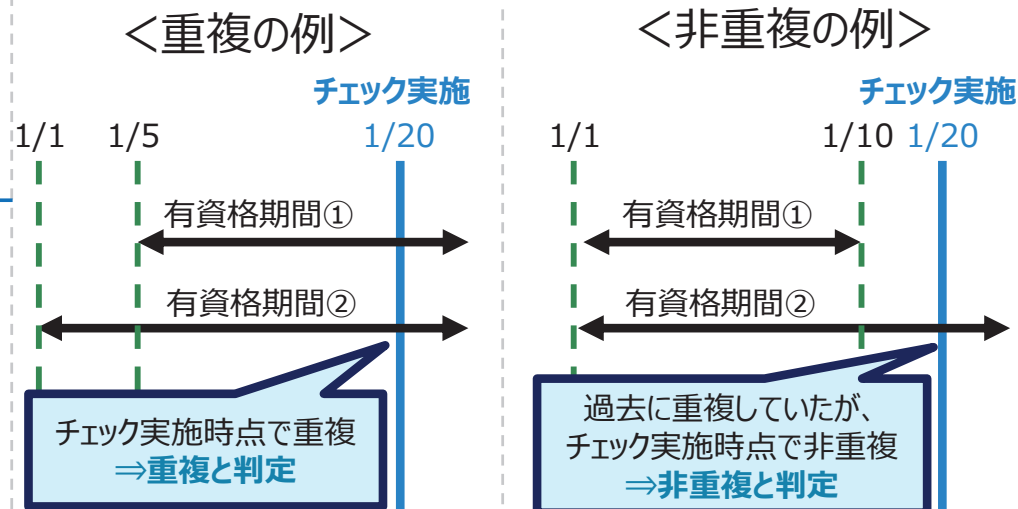
- 資格重複結果ファイルを確認後、重複状態の解消に向けて、
- 届出の基幹システムへの登録漏れ/中間サーバーへの連携漏れをしていないか確認
 - （資格喪失届等の提出が遅延していると判断した場合）事業者等への届出勧奨等
- ⇒主体的に重複状況を把握し、適正な資格情報管理と保険給付を確保可能

資格重複チェック機能



重複判定基準

チェックの実施時点で、同一の個人番号で有効な資格が重複している加入者情報を重複と判定



2.資格重複パターン

- 資格重複の主な原因として、**旧保険者（※）**による資格喪失届等の基幹システムへの登録漏れ/中間サーバーへの連携漏れまたは事業主等からの資格喪失届等の提出遅れが想定されるため、**自保険者が「旧保険者」であり、重複状況が31日以上継続しているケース（パターン1）**を最優先で対応いただく必要があります。
- パターンの分類方法は、p.6「5.資格重複パターンの分類方法（全体概要）」以降に記載いたします。

資格重複チェックのパターン

対応内容

優先度 高

■ パターン1

旧側の保険者 × 期間経過フラグ「1」

31日以上資格重複（期間経過フラグ「1」）の状態が続いており、資格喪失届等の登録漏れ/中間サーバーへの連携漏れまたは事業主等からの資格喪失届等の提出遅れの可能性

■ パターン1（対応詳細はp.4）

- 資格喪失届等の基幹システムへの登録漏れや中間サーバーへの連携漏れがないか、ご確認ください。
- 資格喪失届等が事業主より提出されていないと判断した場合、事業主へ提出漏れがないか、ご確認ください。

■ パターン2

旧側の保険者 × 期間経過フラグ「0」

期間経過フラグが「0」であるため、制度上一時的な資格重複である可能性

■ パターン2

可能な限り、資格取得日等に登録誤りがないかご確認ください。

新側の保険者 × 期間経過フラグ「1」

期間経過フラグ「0」

重複先保険者での資格喪失届等の提出遅れや誤登録の可能性

優先度 低

※本資料では、「資格取得日」が古い方を「旧保険者」（資格喪失している可能性が高い加入者側の保険者）、新しい方を「新保険者」（現在加入者が適用を受けていると想定される保険者）という呼称で便宜的に整理しています。

3.資格重複の解消に向けた対応

■パターン1

旧側の保険者

×

期間経過フラグ「1」

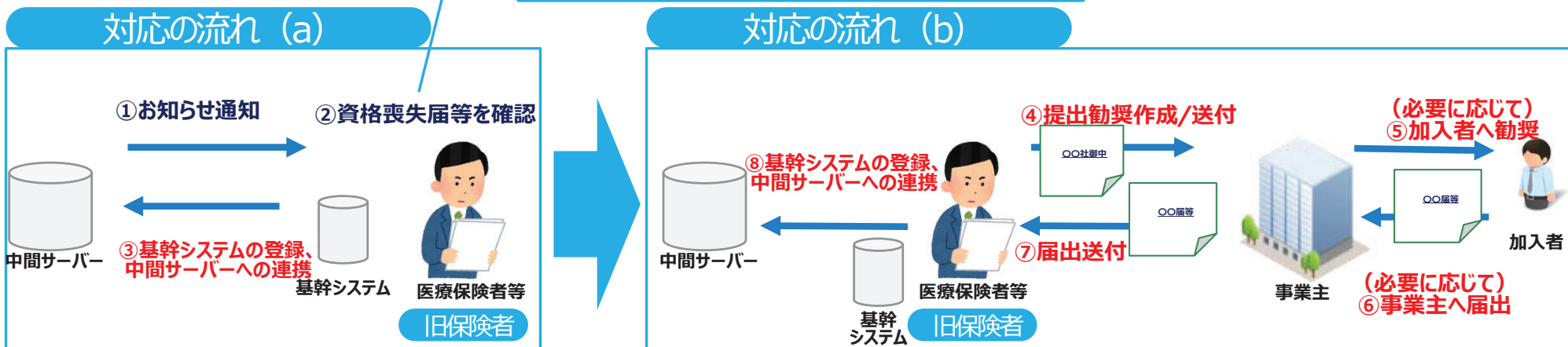
本パターンに該当する場合は必ずご対応をお願いします

31日以上資格重複の状態が続いているため、自保険者（旧保険者）は、速やかに以下の順で対応をお願いします（パターンの分類方法は、p.6「5.資格重複パターンの分類方法（全体概要）」以降に記載いたします）。

- a. **資格喪失届等の基幹システムへの登録漏れまたは中間サーバーへの連携漏れしていないかご確認ください。**なお、登録漏れ/連携漏れの場合は、速やかに基幹システムの登録/中間サーバーへの連携を実施してください。
- b. 上記aにて登録漏れ/連携漏れを確認できない場合で、事業主等からの資格喪失届等の提出が遅れていると判断した場合は、各医療保険者等の運用状況等を考慮した上で、必要に応じ**下図を参照に事業主等へ資格喪失届等の提出を勧奨を行ってください。**

※下図⑧の中間サーバーに対する加入者情報の更新は「中間サーバーシステム操作マニュアル」の「7.3.2登録した加入者情報の検索・更新・削除等を画面で行う」の手順をご確認ください。

- ✓ 資格喪失届等の提出状況を確認
- ✓ 資格喪失日の登録漏れ又は誤登録がないか確認



<留意事項>

(b) 事業主等へ資格喪失届等の提出を勧奨する場合、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）並びに各医療保険者等の個人情報運用規程等に順じて適切に加入者情報を取り扱うと共に、事業主と加入者間で労使間トラブル等が発生しているケースも想定されることから、例えば、事業主には資格喪失届等の提出漏れの可能性があることのみ伝え、重複先の情報の提供は控える等の対応をお願い申し上げます。

4.対応にあたっての留意事項

重複した資格情報の確認や修正等を実施する場合には、以下の点に留意してご対応ください。

資格重複チェックの対象外のケースについて

- ・ DV・虐待等の被害者であり、中間サーバーにおいて「不開示該当フラグ」、「自己情報提供不可フラグ」(※1)が設定されている加入者は、資格重複チェックの対象外です。
- ・ 被用者保険に係る被扶養者同士の重複は、発生件数並びに発生時の医療保険者における運用方法の現時点での検討状況を鑑み、資格重複チェックの対象外としています。

各制度(※2)の重複ケースにおける留意事項について

新保険者：被用者保険の被保険者
旧保険者：被用者保険の被保険者

左記重複ケースに、同時に二以上の事業所等に使用されることで被保険者が管掌する保険者を選択しなければならないケース(二以上適用)が含まれることから、当該ケースに該当すると医療保険者等で判断した場合は、各医療保険者等の運用状況等を踏まえた対応をお願いします。

旧保険者：後期高齢者の被保険者
新保険者：上記以外の制度の加入者

左記重複の発生ケースは、主に65歳以上75歳未満で障害認定取り消しとなった方が、新保険者に加入手続き後、旧保険者：後期高齢者広域連合へ資格喪失届の提出していない場合を想定しています(p.3~4に基づき、旧保険者側で優先的に対応)。

旧保険者：市町村国保の被保険者
新保険者：被用者保険の加入者

左記ケースが現行運用で発生した場合、市町村国保は、年金給付の有無で社会保険加入を判断し、職権により資格喪失を行っていますが、本機能の資格重複状況結果一覧を用いて、加入者の最新の保険資格情報を確認することが可能となります。

旧保険者：下記以外の制度の加入者
新保険者：後期高齢者の被保険者

左記重複の発生ケースは、主に65歳以上75歳未満の方が障害認定により後期高齢者広域連合の被保険者となる場合を想定していますが、既に旧保険者より75歳到達時に加入者/事業主へ資格喪失届等/削除提出勧奨を実施している場合(届出帳票の事前送付等)は、資格重複チェックにて75歳到達時の加入者に対して追加での提出勧奨等を求めるものではありません。

※1：「不開示該当フラグ」、「自己情報提供不可フラグ」の詳細については「中間サーバーシステム操作マニュアル」の「12 不開示・自動応答不可・自己情報提供不可の設定」をご参照ください。

※2：各制度の判別は、資格重複結果ファイルの“保険者コード”で確認することが可能です(詳細はp.13をご参照ください)。

5.資格重複パターンの分類方法（全体概要）

- 中間サーバーにおいて資格重複チェックを月1回実施し、該当の加入者が登録されている医療保険者等へ「重要なお知らせ」として通知します。
- お知らせ受領後、以下の流れ（下記①～③）に沿って、資格重複のパターン进行分类してください。詳細な手順については、次ページ以降を参照してください。

① ファイルのダウンロード

統合専用端末より、資格重複結果ファイルをダウンロードする



資格重複結果ファイル

② 重複状況の確認 (旧新判別フラグの設定)

資格重複結果ファイルの「資格取得日」から、該当の資格情報の加入先保険者の新旧を判別する

資格取得日	資格取得日(重複先)
2012-04-01	2021-03-01
1989-05-01	1989-05-01
2005-10-01	2021-04-01
2021-04-01	1993-04-01



③ パターンの分類

②で判別した「旧新判別フラグ」と「期間経過フラグ」から対応の優先度を確認する

期間経過フラグ	旧/新判別
1	旧
0	新
0	旧
1	新

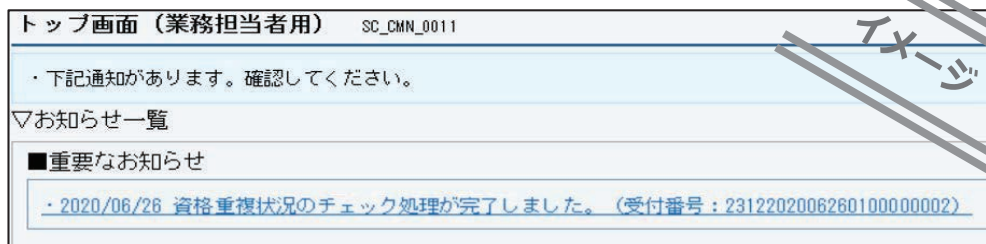


5.1.ファイルのダウンロード

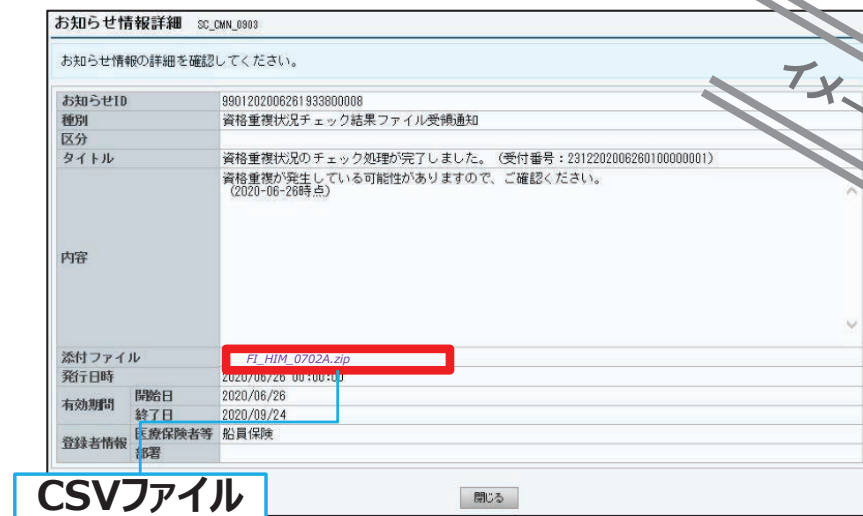
- 統合専用端末のトップ画面より、資格重複結果ファイルを統合専用端末の任意の場所にダウンロードしてください。なお、資格重複結果ファイルを手順②以降で確認する際は、Excelで開くことを推奨します（CSVファイルをExcelで展開する方法は次ページ参照）。

統合専用端末

a. トップ画面の重要なお知らせに、資格重複の実施結果に関するお知らせが表示されます。



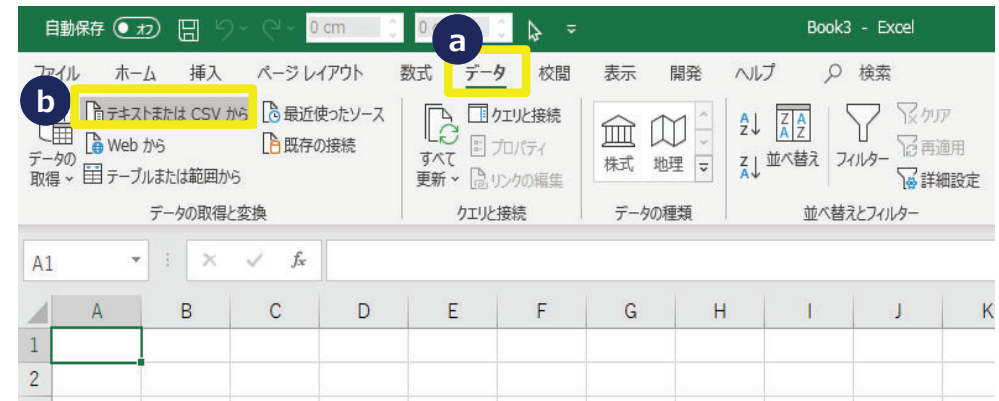
b. 添付ファイルをクリックし、ファイルをダウンロードします。



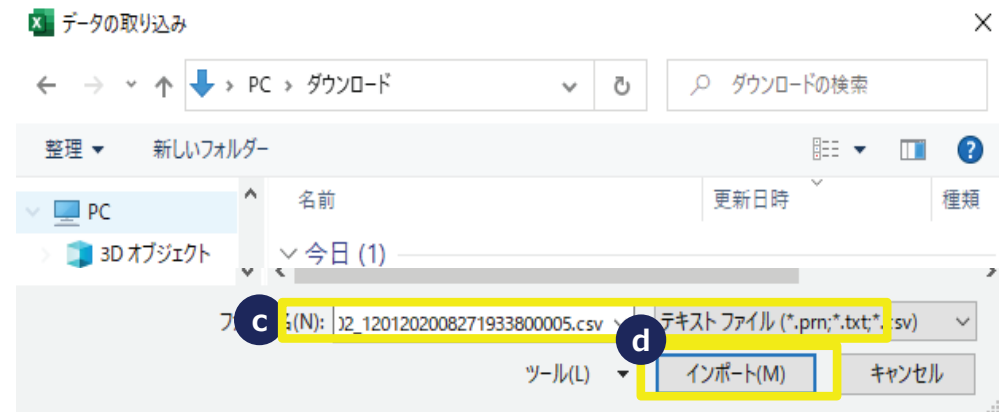
【参考】CSVファイルをExcelで開く方法

注) 使用しているExcelのバージョンによって、一部操作に差異がある旨、ご注意ください。

- a. 新規Excelの「データ」タブを押下する。
- b. 「テキストまたはCSVから」ボタンを押下する。



- c. 開きたいCSVファイルを選択する。
- d. 「インポート」ボタンを押下する。



- e. 「区切り記号」が「コンマ」になっていることを確認する。
※「列のデータ形式」が「文字列」に設定されていることを確認する。
- f. 「読み込み」ボタンを押下する。

